

# 鳥取市学校給食物資調達業務運営費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取市学校給食物資調達業務運営費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、市内小・中・義務教育学校における給食用物資の需要を取りまとめ、生産流通情報の的確な把握のもとに、良質な物資を計画的、合理的、かつ、経済的に購入する体制を整備し、物資の総合的、一元的な調達を図り、学校給食の食事内容の向上と給食費の軽減の要請にこたえるために行う事業の円滑な実施を促進し、以て安全・安心な学校給食の提供の継続を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市学校給食物資調達業務の受託者（以下「補助事業者」という。）とする。

## (補助対象事業)

第4条 本補助金は、次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 学校給食における食育の普及・啓発
- (2) 安全・安心な学校給食用物資の安定供給
- (3) その他第2条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

## (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する別表に定める経費のうち、補助対象事業を実施する年度の4月1日以降に支出した経費とする。

## (補助金の算定)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費から事業収入等を除いた額に、別表に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業を実施する年度の5月31日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額

(着手届を必要としない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、補助事業者の運営が円滑に行われるよう概算払により交付するものとする。

(実績報告の時期)

第11条 補助事業者は、補助対象事業を当該年度の末日までに完了させ、規則第12条に定める補助事業等実績報告書に同条第1号及び第2号で定める必要書類を添付して、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた翌年度の4月30日のいずれかの早い日までに市長へ提出しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率
報酬、給与、賞与、退職給付、福利厚生費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、賃借料、保険料、諸謝費、租税公課、支払負担金、手数料及び管理諸費	10/10